

議 事 録

会議名	平成22年度 第1回寒川町都市計画審議会		
日 時	平成22年5月25日（火）午後3時	開催形態	公 開
場 所	議会第1会議室		
出席者	<p>委員：鈴木委員、大川委員、日尾委員、小沢委員、三堀委員、齋藤委員、藤沢委員、中村委員、桜井委員、竹下委員、金子委員、村松委員、今井委員</p> <p>事務局：藤澤副町長、前原都市建設部長、佐々木課長、米山主査、深澤主任主事、小林主任技師（都市計画課）小泉課長、石塚専任主幹、田辺専任技幹、広田主査（環境課）</p> <p>（欠席者：宇田川委員、保坂委員）</p>		
議 題	<p>（1）茅ヶ崎都市計画ごみ焼却場の変更（諮問）</p> <p>（2）茅ヶ崎都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）の決定（諮問）</p>		
決定事項	<p>茅ヶ崎都市計画ごみ焼却場の変更</p> <p>茅ヶ崎都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）の決定</p>		
<p>1．開会</p> <p>2．あいさつ</p> <p>3．議題</p> <p>（1）茅ヶ崎都市計画ごみ焼却場の変更（諮問）</p> <p>（2）茅ヶ崎都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）の決定（諮問）</p> <p>（中村会長）本日は、ごみ焼却場の都市計画変更及びごみ処理場の都市計画の決定について諮問があるということです。よろしく申し上げます。</p> <p>（1）茅ヶ崎都市計画ごみ焼却場の変更（諮問）</p> <p>（2）茅ヶ崎都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）の決定（諮問）</p> <p>（中村会長）ただいま諮問のありました案件につきまして、審議に入りたいと思います。この案件につきましては、事務局から要請がありましたように、本日答申の形で審議を進めることよろしいでしょうか。</p> <p>（委員）異議なし。</p>			

(中村会長) それでは、議題 1 茅ヶ崎都市計画ごみ焼却場の変更及び議題の 2 茅ヶ崎都市計画ごみ処理場(一般廃棄物処理施設)の決定、これは 2 つのつながっているお話ですので、事務局からご説明をいただいて、その後審議という形にしたいと思います。それでは、事務局の方から資料の説明をお願いします。

(佐々木課長) 【資料 1、2、3、4、5 の説明】

(広田主査) 【資料 3 の説明】

(中村会長) 説明が終わりました。都市計画審議会が初めての方もいらっしゃると思いますが、おさらいしますとごみ焼却場の解体、それからごみ処理場を作るという計画なんですけども、都市計画についてはこの施設に関しては、都市計画審議会承認をいただきます。従いまして、今の説明にもありましたけども、これに関しての理屈というのが先ほど副町長からいただいた諮問書になります。ということで、この 1 と 2 に関しては一括で審議をしたいと思います。内容のご説明もありましたので、本日のここまでの説明に関して、少し質疑応答の時間を取りたいと思います。どなたからでも、説明のどの部分に関してでも結構ですので、ご質問をいただきたいと思います。よろしくをお願いします。いかがでしょうか。

(竹下委員) 最初にクリーンセンターのことでちょっと質問しておきたいのですが、もう解体は済んでるようで、煙突なんかには、ダイオキシン。問題は、ダイオキシンの問題のクリアーってというのがなかなか大変だという事があるんですけども、解体する時、煙突のところはクリーンにして外にでないようにやっているということですけども、実は 20 年位運転していたと思うのですが、その間にダイオキシンはかなり排出されていた可能性があるんですね。ダイオキシンというのは、煙突から出たら周りに拡散するんですね。周辺の農地だとか、住宅地なんかには、ある程度蓄積している。このような施設を処分する時に、周りにどれ位ダイオキシンが蓄積しているかということ、きちんとしておかないと問題が残ってくるということになるのだらうと思うんですね。施設の中はもちろん、コントロールできる可能性がある。人に対しては、なかなか微妙な問題で地元の人たちへの影響の問題もありますので、そのあたりは、ちゃんと調べられているのかとどうだったのか。

(中村会長) はい。その質問に関して、お答え下さい。

(石塚専任主幹) ただいまのご質問ですけれども、平成16年あるいは17年度にダイオキシン関係を調べましたところ、特に煙突周辺部の土のところからのダイオキシンが数多く出ました。それから、煙突の周辺部、敷地のフェンス部分、生垣の方があったんですけど、その辺から出まして、県の指導の下に除去作業をいたしました。具体的に言うと、土壌の入れ替えを含め調査をいたしました。それで基本的には、敷地内、フェンス部分のダイオキシンが抽出されたと考えております。周辺の影響でございますけれども、その当時の調査内容を見ますと、水稻の周りには基本的には、溶けないというような答えがございまして、そこでも観測をしておるんですけども、基本的には外に出ているのは認められないというような調査結果です。以上です。

(中村会長) 平成16年の調査結果でよろしいですか。もう一個ある。

(竹下委員) その頃から、ダイオキシンの状況が非常に厳しくなってると思うんですね。だから周辺の田んぼには溶けないというのが、はっきり分からないんですけども、かなり煙突の周辺が汚染して、それを土壌まで除去していたとすると、周りの方にも、この煙突はかなり高いですし、相当、方向によっても違いますからね、拡散する方向が。だから、相当汚染している地域がある可能性がありそうに思うので、もう少し詳細の検討が必要ではないかなと感じがするんです。

(中村会長) はい、都市計画審議会の中でどこまで言えるかというのがありますが、ご専門に近い立場からクリーンセンターの解体に関してそういう疑問がでたということですが、町の方からお答えございますか。

(広田主査) 基本的には、それ以外の調査は具体には行っておりません。と言うのは、調査結果がそういうような形で出ておりますし、基本的にダイオキシンが多く含まれるのは、焼却灰という形になります。そういった形で、煙突部周辺が高かったということで、土壌の入れ替えをやって一定の完治と考えております。

(中村会長) 土壌を入れ替えで対応したということで、終わっているということですね。

(竹下委員)焼却灰というのは、まわりはかなり小さな粉塵が飛んでる可能性がありますので、少しこれは調べておいて、事後的でも調べておいてもらった方がいいんじゃないかと思えますけどね。かなり、センシティブな問題になりかねないと思えますので、ちょっとそれが気になった。

(中村会長)これは、委員のご意見ということで、町の方から個別にご説明、ご相談された方がいいと思えますけども、16年度にどのように対応されたかというの、詳細も聞けるかと思えますが、いづれにしてもこの審議会の意見とは、ちょっと違うところですから。

(竹下委員)解体工事を承認するとか。

(中村会長)解体工事の承認というか。

(竹下委員)変更。

(中村会長)都市計画施設の変更の承認ですね。

(竹下委員)それには、関わりそうな感じがするんですけどね。

(中村会長)ただ、逆に解体は終わっているんですけども、それが確認できるまで承認しないとするかどうかです。

(竹下委員)だから、変更については、クリーンであるということ、見えないわけですから、その点については確認しておいて欲しいとなるかと思えます。

(中村会長)クリーンセンターを解体するにあたって、周りへの影響とこのを確認してほしいということですね。町の方で、何かありますか。

ご回答に時間が掛かりそうなので、他のご意見があれば。

(鈴木委員)都市計画法と関連してますからね、この生活環境影響調査と言うのは。施設内のちょっと、聞き誤ったかもしれませんが、水質については、排出されないから調査項目から該当から外したと先ほど説明

がありましたけども、これはやはりリサイクルセンターというのは、汚れた水を使うものですから、それは必ず排出しなければならないということで、この現在の水質、原料とそれからその後の水質というのは確認しておかないといけないんじゃないかと思うんですね。その点は、いかがでしょうか。聞き間違えでしょうか。

(中村会長)お答えできますか。

(広田主査)水質について、調査対象外にしたのは、今回のリサイクルセンターだからということではなくて、この調査指針というものがございいます。それに従って、公共下水道に接続処理する場合については、この限りではないというふうに書かれている指針に基づいて、今回のケースで任意に外したと、独自に外したということではなくて、指針に基づいてのものでございいます。

(鈴木委員)はい、分かりました。全部、排水を下水道に接続するということですか。

(広田主査)はい。敷地内の部分の清掃を行う場合がございますので、それについては、除外施設、グリストラップのようなものを通して、公共下水道に流します。

(中村会長)公共下水道に行くと。下水道に行くんであれば。

(竹下委員)処理した後、下水に流すのですか。

(中村会長)はい。いいですか。後は。

(竹下委員)その点なんですけど、工程排水で中の廃棄物処理の段階でいろんな汚染物が出る可能性があるし、いろんな容器には化学物質がついてるかもしれないが、どういうものが入ってくるか、除外施設がきちんとそれを除去しているかどうかを、確認検査というのはちゃんとやって貰わないとね。

(中村会長)それは施設の設計に関することですよね。これは、いかがいたしますか。

(広田主査) 当然、今発注仕様書が作成されておりまして、その中の項目に、先ほど申しました除外施設の項目がございます。当然、相応の能力を持った除外施設を今後設計段階で、導入するように検討していきます。

(中村会長) はい。手を挙げた方。

(藤沢委員) よろしいですか。だいたいの説明は、よく聞くところですけども、今日の答申の二つ目ですよ、茅ヶ崎都市計画ごみ処理場(一般廃棄物処理施設)の決定案についてということで諮問をなさろうということ。私もちょっと気にしているのは、21年度の第1回目、これは6月2日ですけども、その時の報告では、報告事項ということでございましたけれども、やがてこういう形になることの前提の報告だったんですけども、クリーンセンターの変更それから及びというのがこの諮問の二つ目なんだろうけども、広域リサイクルセンターの決定についてということであった訳ですよ。そしてそれ以来ずっと、あらゆる場面でリサイクルセンターということで、私どもは違う場面で説明も受けてますよね。それから新聞報道でも、専門誌でもリサイクルセンターという言葉。ここで、リサイクルセンターという言葉ではなく、ごみ処理場ということで諮問をされるとすると、これから先リサイクルセンターという言葉は使わなくなる。なくなるんですね。それと、第1回目6月2日の時に、小動の自治会長さんからも大変ご心配の町道小谷宮山29号線、私も申し上げましたけれども、田んぼの時期がくると道路よりも水の方が高くなる。これはどういう風に、直すんだよと。どういう風に処理されるんですか。地元の方は、困るでしょう。ちゃんと計画を立てて、安心できるような説明ができるようにしてあげてくださいと。もう1年も経つんですから、どのようにされるのかやはり、仕事を離れてということではなくて、ある程度説明をされるべきではないですか。

(中村会長) 2点ございましたリサイクルセンターのことと、道路ですね。

(米山主査) 1点目のリサイクルセンターという名称とごみ処理場の名称というお話だったかと思いますが、先ほどの事務局からの説明の中にあっただんですけども、今回ごみ処理場というのは、都市計画法に基づく種類の名称ですね、先ほど資料の中で位置、区域、種類、名称という決

定する内容というお話があったと思うんですけども、この最終的に都市計画の計画書という図書の中で出てくるのが、茅ヶ崎都市計画ごみ処理場という種類の決定。名称については、広域リサイクルセンターという都市計画の名称ですね、すいません広域ごみ処理場。最終的に町として条例で、目的については分からないですけども、名称について決定していくかと思うんですけども、都市計画の施設としての名称は広域ごみ処理場という名称で。これは茅ヶ崎都市計画で、茅ヶ崎市と寒川町で1市1町で都市計画区域という中で、茅ヶ崎市さんがごみ処理場を持っています、継続性とか茅ヶ崎市さんと協議した中で、これから茅ヶ崎市さんのごみ処理場は廃止していく訳ですけども、同じ種類の名称については同じような名前の付け方でいこうという中で、都市計画の名称として使っていくので、今後外に出て歩いていくような名称ではないと考えているんですが、先ほど申したとおり、今回決定したのがごみ処理場ということについては、都市計画法の種類の決定ということで、これは都市計画の用語の関係になってきてしまうので。

(中村会長)今日の資料でも、2番のところではリサイクルセンターとおっしゃったし、3番目でもリサイクルセンターとおっしゃっていて、最終的にもリサイクルセンターなんですよね。

(米山主査)施設としては、仮称広域リサイクルセンターということ
で。

(中村会長)仮称で考えている。じゃあ、リサイクルセンターというものに関しての話しなんです。ただ、都市計画の中では、法律の用語ということと、茅ヶ崎との調整の中で、今回の諮問答申をするのにごみ処理場という言葉を使うことにしたというご説明ですね。

(米山主査)はい。

(藤沢委員)29号の質問に。

(中村会長)道路、29号ですね。

(広田委員)2点目の道路に関しての、この道路は川沿い、目久尻川沿いに設置されています、宮山103号線ではなく、反対の東西方向に伸びていく町道ということでのご指摘だと思うんです。田んぼに囲まれ

た、ご質問にあったように農作業するのに必要な町道という形のもので
す。この道路につきましてはご質問のとおり地元からのご要望で、どう
しても雨が降ると、水位が高くなって車が通りづらい状況も見受けられ
ると言ったご意見は当然うちの方は把握してございます。これについ
て、できれば整備と同時にかさ上げ等の検討を行って参りたいと考えて
おります。なお、こちらの当該道路部分につきましては、やはり地元の
お約束がございませぬ。搬出入車両については、通行はこれはやめてくだ
さいというのは、認識している中で、川沿いの宮山103号線を搬出入
と定めさせていただいている次第です。

(中村会長) はい、どうぞ。

(藤沢委員) 諮問の中では、ごみ処理場ということですが、そう
だとしたら説明の冒頭にそういった経緯を説明されるべきでなかつた
ですか。それと私が心配するのは、これからはずっといやしくも、諮問
を受けたものの名称でなくおかしいんじゃないですか。諮問はこうだ
けれども、呼び名はこうですよなんて、そんなことをされるんだつたら
ちゃんと皆さんに事前に了解を得ないとおかしいでしょう。そういう
ことを、申し上げているんですよ。それから道路についてですが、
もっと明解に答弁されるべきではないですか。1年も経ってるんだし。
それから幸いに、都市建設部長もおいでになるんですから、一番肝心の
都市建設部長がちゃんとお答えになっていただきたいと思うんですけ
ど。所在は宮山ですけども、これは小動の方が一番影響がある訳です
よ。特に、その道路については小動出身の議員が3回も4回も答弁して
いる……。どうですか、前原部長。

(前原部長) まず名称につきましては、確かに若干専門用語それから通
称名、混在しておりましてちょっと分かりにくい部分があったかもしれ
ませぬ。これは、今後同様な諮問答申等あるいはお諮りする時は、十分
配慮して参りたいと思っておりますのでご理解いただきたいと思いま
す。それと東西の道路ですけども、これも確かに藤沢委員さんがおっしゃ
られるとおり、前から議会等も含め何回か取り上げられている道路でござ
いませぬ。これについては私どもも、最初申し上げたのは、クリーンセン
ターがまず解体作業があるということで、これが終わりリサイクルセン
ター、今通称名を使わせていただきましたけども、これが建設されて
すね、しばらく様子を見させていただきたいというふうに私の方で回答さ

せていただいた記憶がございます。とにかく今回、クリーンセンターの方の解体の間に、あの道路も何回か使っております。ですからある程度沈下なら沈下がですね、落ち着いた段階で、また作業に入りませんと何回も同じ事を繰り返すことになりますので、そこらへんで少しご理解をいただきたいと考えてございます。また今現在、公共下水道の工事をここでしております。これもほぼ完了しているところでございますけども、まだ上流部の工事も進捗し、ある程度の時期が来ましたら供用を開始していく予定になっておりますので、そういったものと少し時期のバランスを考えながら整備をしていきたいと思っております。とにかく、あそこは幾度となく沈下する所でございますので、私どもも決してなおざりにしているわけでもございませぬし、常に注目している所でございますので、決してしない方向ではございませぬので、ご理解を。時期の調整をさせていただくことで、ご理解いただけたらと思っております。よろしく願います。

(藤沢委員)ただ今のご説明の中で、もう少し地盤が固まってからとおっしゃるけども、4分の1世紀もあのまま使っている訳ですよ。あと何年経ったら、それが安定してくるのか。やはりもう少しね。

(前原部長)少しですね、クリーンセンターの解体も終わりましたし、重量車両も通り終わったところですし、今後のリサイクルセンターの作業につきましてもあそこは、乗用車を通さない方向で考えて調整してますけれども、ただ緊急的な通行が必要だとか、何が作業中に起こるか分かりませぬので、そういったものが目途がたった、1年2年後ぐらい。

(広田主査)先ほどご説明の中で、実際の建設着手については、来年の2月以降を予定してございますという形を考えております。それ以前に工事計画については、決まる予定でございますので、それを見計らって、やはり大きな機械類、重機とかそういった部材については、どうしても宮山103号線は左岸用水と申しまして、用水が通っている所が大型車が通れないという、下を擦ってしまうような状況の勾配がございますので、そういった大きな物については、一部当該道路を通らせていただくような状況があるかと考えておりますので、そのへんについては地元の方々に建設計画等が決まり次第ご周知をはかるという形を。そして、道路課ともその辺の調整をしていきたいと考えております。

(前原部長) 少し落ち着いた段階で、具体的に考えたいと思います。

(日尾委員) 私、地元の小動なんですが、前の自治会長がそういう話しを言われてしたのは、聞いていたのですが、藤沢議員さんが言われたようにその意見は、十分に聞いているんですよ。ですから、それは守っていただいて、終わった後でもいいですから、丸子中山線の県道沿いまで全部再舗装してもらいたいんですよ。今、下水道工事も中間までできているが、この先もやられると思うのですが、それも年を追ってやってもらいたいと思います。それともう一つ、いこいの家が敷地内に入っていないんですが、これはどういうふうになるんですか。

(中村会長) はい、お答え下さい。まず、道路の件は部長の方で対応ということで、次はいこいの家の件です。

(日尾委員) この敷地から外れるんですよ、赤い枠から。14ページを見ると。

(前原部長) いこいの家の件ですけども、これにつきましてはまだ再建築とかという話しについては、明確な町の方針がでておりません。色々緊急財政対策等で、みなさま方にご理解いただいているような内容でございますので、財政状況がございますのでこれについては今のところございません。ただ、平成24年度から総合計画の後期の基本計画の新しい期間が始まります。そういった中で位置付けるか位置付けないか、今論議をスタートしたところで、その中で総合的に考えていきたいと思えます。

(中村会長) 私は町民でないので、いこいの家というのは、どういう機能なのか。

(石塚専任主幹) 老人が集まって、お風呂に入ったりカラオケしたりという。

(前原部長) クリーンセンターの余熱を利用してお風呂を沸かして、かなり利用頻度は高かった。

(中村会長) 余熱を使ってということですね。

(小泉課長) 余熱は使っていない。

(前原部長) 余熱を使う予定で造ったんですが、余熱が使えなかった。

(中村会長) 余熱を使うつもりで造ったけど、使えなかったのですね。ごみ処理の施設と分けた話しですね。

(前原部長) そうでございます。

(中村会長) はい、分かりました。先ほどのダイオキシンの件で。

(石塚専任主幹) 今、調べてきましたところ、平成17年7月に煙突の下の所の汚染、それからフェンスの所の汚染を土壌改良しました。その外周道路の所の何点か調べましたところ、ダイオキシンの数値が基準以下だったということで、それ以上の飛散はないという判断の元で考えております。それから工事中につきましては、24時間体制でダイオキシンについての測定はいたしております。

(中村会長) 竹下委員、それでいいですか。

(竹下委員) はい。

(中村会長) その他の件でご質問ございますか。

(桜井委員) 老人のいこいの家がどういう施設なのか気になっているんですが、お風呂が使えないとしても、まだ使われている施設ですか。

(前原部長) 今は、休止状態です。

(桜井委員) はい、分かりました。それと、先ほど目久尻川沿いの道路について、グリーンに路面を塗って路面で歩行者の安全をとという話がありましたが、この町道宮山103号線の幅員がどの位で、歩行者用に何m位確保しているのか。散策路に使われているなら、もうちょっと明確に歩行者用の歩道なりを設けて気持ちよく歩けるような環境にした方がいいんじゃないかと思いましたが、そのへんはいかがなんでしょうか。

(中村会長) 幅員、そしてその対応の方法は。

(広田主査) 現況の幅員は、5 mから5 . 5 m。グリーンに着色すると申し上げた部分の幅員は、今のところ0 . 7 5 mを予定しております。もう一つは、安全対策としまして川の反対側に1 0 トラックが搬出で使うと申し上げました。それに対して、通過交通の妨げにならないように停車帯を設置する。田んぼ側に停車帯を、設置する予定になっています。これはどんなタイプかと言いますと、自動車専用道路などで緊急避難帯みたいに膨らみを持たせた空間があるかと思うんですけども、そういったような部分を設ける予定でございます。

(中村会長) 以上の対応は、警察との協議がされた上のお答えですか。

(広田主査) はい。茅ヶ崎警察署と協議済です。

(中村会長) 随分、数字が標準の数字なんで。そういうことですね。

(広田主査) 0 . 7 5 mと言うのは、狭いように感じますけども、ご質問の主旨で車両通行帯が阻害されることがないのかとご指摘があるのかと思いますが、最大0 . 7 5 です。

(中村会長) 機能の範囲で、取り得ることはしていることです。ご意見は、もっと取れないかということだと思いますけども。

(日尾委員) その話ですが、湘南台からの道路が計画であの側を通るようになったら、目久尻川沿いの道路の進入路は無くすとか言われてたけど、湘南台の道路を付けて通行するような事を言われてた、確か。うちの方の説明会では、そういう話を聞いた。どこに錠口を付けられるか知らないが。

(広田主査) 過去にどういう話しを。まず、そういう話しはしていないと思います。そして将来的にそうなった場合にどうなのかということですが、それはお約束ごとですので1 0 3号線を主要な搬出路にするというのは、お約束ごとですので、2 9号及び目久尻川沿いの道路を通ってリサイクルセンターに出入りするという形は、新規の湘南台寒川線或いはその他の道路ができたとしても変える予定はございません。

(日尾委員) 変えないですか。

(広田主査) 茅ヶ崎と寒川の施設ですので、先ほどの赤い位置図でご説明しましたけども、寒川の東北部に位置するということですので、北側からの進入というのは、想定しておりません。

(石塚専任主幹) 今の103号線から通ると言うのは原則で今の計画で進めていきたいと思っております。それから湘南台の道路については、まだ通過の場所も確定できない状況で、それは別のお話として伺いたいと思っております。現段階では、103号線を通ることを原則として考えたいと思っております。

(日尾委員) どっちを通るにしても、あそこは、引っかかる所と思ったから。

(中村会長) 湘南台の道路の具体的な位置なり、明確になった時点で、この審議会の案件ではなくなってしまうんですが、大事な処理施設ですので、その時にどのように他の道路と繋がっていくのか。そしてその時どこを通るのかということ、きちんと検討していただき、言った言わないとかないように、説明はきちんとしていただきたいと思います。

(石塚専任主幹) はい。

(中村会長) 今の段階では、議論できないこと。

(石塚専任主幹) はい。

(日尾委員) 未定ということ。

(中村会長) はい。未定です。ただ途中で、そうは言っていないと町の方がおっしゃってますので。今の段階では、ちょっと分かりません。

(鈴木委員) 茅ヶ崎都市計画でございまして、このごみ処理施設というのは。そこで、たぶん茅ヶ崎市と十分な打合せとかすり合わせをしていると思うのですが、進捗状況というのは完全とみていいんですかね。これから変更があるということも含めてどうでしょうか。

(石塚専任主幹) 茅ヶ崎との打合せですか。

(鈴木委員) 茅ヶ崎市との関係を。

(石塚専任主幹) 茅ヶ崎市さんと一番、私どもとのなかで、ごみ、資源物の扱いが違うのは、基本的に茅ヶ崎市さんは、その他プラスチックという物を今まで扱ってこなかったということがございます。それから今までは、瓶、缶と一緒にレジ袋で茅ヶ崎市さんは出されていると。寒川町については、別々に、瓶はコンテナ、缶とペットはネットに入れるということで、そのへんのすり合わせを、ずっとしてきまして、そのへんについては、合意を得られています。具体的には、茅ヶ崎市さんとしましては、モデル地区を設けられて、その他プラスチックの収集につきましても、十分自治会の方に周知をはかるのを中心に各方面にわたってご尽力されておるところで、現段階では順調に進んでいるというふうに聞いてございます。ただ、これは実際にやってみないと分からない部分もございますけども、現在の準備段階においては、順調に進んで啓発の方も進めているということでございます。

(中村会長) ごみ処理を広域的でやっていく話しというのは、公開されている話しですよ。

(石塚専任主幹) はい。

(中村会長) ですから、その中で我々はチェックをして。

(鈴木委員) 今日、諮問をしなければいけない。それに対して、後で大きく変化すると、なんで諮問をしたかという話しになりますので、とんちんかんなような気がしました。

(中村会長) 諮問は、今日のご説明のあった計画に対して承認するので、計画と違うことが起きれば違反です。あくまで、現時点で分かっている茅ヶ崎との合意に基づいた今の計画内容に関して、我々は理解して承認する。その後、仮に茅ヶ崎の話しが変わってきた時には、変えないといけないと理解していますけど。あくまで、今日の話しはここまで茅ヶ崎と調整されたものに基づいたリサイクルセンターに関して都市計画の承認と理解していいですか。

(鈴木委員) 明確にしておかないと。

(前原部長) 今、会長がおっしゃられたとおり今後の進捗で、何らかの変更等が生じましたら、こういった場においてご報告なり審議をいただくことが基本でございます。

(中村会長) はい。その他。

(桜井委員) 都市計画自体は、基準でやられているようなので問題はないかと思うのですが、これから検討されることかもしれないのですが、先ほどアクセスの道路の貧弱なのをちょっとお聞きしまして、ちょっと懸念を持っているのは、この施設の機能としては、かなり啓発施設があったり、交流機能があったり、学習機能があったり、町民の方が集まる施設ですので、やっぱり敷地とかアクセス道路とか周辺道路、目久尻川の道路も含めて、市民が快適に過ごせる拠点として整備するというような考え方が必要だと思うんですね。敷地利用計画がどうなるのか分かりませんが、車の置かれる駐車場ばかりになるのではなくて、少し公園的なスペースになったり、十分に緑化をしたり、憩える場所を造って欲しいし、川沿いの遊歩道というのも豊かに、緑があって市民が歩けるような遊歩道を造る。こういう施設を造る機会に、そういう環境整備も是非やっていただきたいと、私の一つの意見ということで。

(中村会長) すごい大事なところだと思います。各地でそれに類する事例も幾つもありますので、まだご計画をお持ちでないかもしれませんが、その地区の周りでいかに活かしていくのか。これはご意見ということでしょうか。

(桜井委員) はい。

(日尾委員) 地元からも是非、大賛成です。

(三堀副会長) 諮問の時期について教えていただきたいのですが、第1点のごみ焼却場の変更の廃止の方です。平成14年11月に稼働停止して、茅ヶ崎の方をお願いしているというなかで、しかもクリーンセンターが除去された後でこの諮問というのは、時期的にどうなのかなっていうのが疑問があったのでお伺いしたいのと、それから、もう一つのリサイ

クルセンターの方ですね、これは、もう設計も始まるんですか、始まるような時期、しかも地元にも説明している時期に、地元住民に説明している後で諮問、この都市計画の変更のね、諮問ていうのは、時期的には遅いような気がするんですが。時期的には、どういう関係でこの時期になっているんですか。これで間違いはないですか。

(中村会長) はい、事務局の方から説明をお願いします。

(米山主査) 廃止がなぜこの時期になったかということですが、今おっしゃられたとおり、平成14年11月に焼却を停止しておりまして、その後茅ヶ崎市さんと寒川町で、事務の委託によってごみの方を燃していただいている状況が続いておりまして、先ほどの計画の説明の中でも、湘南東ブロック、藤沢、茅ヶ崎、寒川という中でその枠組みで、将来的にごみの処理の検討を進めていた訳ですけども、その実施計画が平成20年3月に策定しまして、今後この枠組みで安定的に、結果として事務委託のまま継続の形になっていきますが、平成20年3月で枠組みが出来上がって今後の茅ヶ崎市に燃していただけるという計画の中に担保された段階で、遅れてきたということなんです。今後、その時点でですね、リサイクルセンターの検討が始まってまして、県の都市計画課と相談している中で、同時に廃止と新規の決定を同時に行っていくのが、いいんじゃないかという調整の中で、東ブロックの計画に基づき進めてきたということになります。

(中村会長) 今のは、分かりやすかった。端から見ると、装置が止まってから7年間ほっとかれた様に見えますけども、その間の経緯はあった訳ですよ。次どうするか、今後こうやっていけるなとあったこと、新しく入れ替えることも含めた時に、県の指導の下にやったと。

次、もう一個の方ですね。要するに、リサイクルセンターが遅いというご質問ですが、都市計画の手続きの説明をちゃんとされるといいですよ。

(石塚専任主幹) リサイクル施設につきましては、湘南東ブロックの実施計画の中で、当初、中期、後期という整備区分がございまして、その中で位置付けられているということで、平成22,23年度がリサイクルの整備という位置づけで、ずれて位置付けられている。

(中村会長) もうちょっと、説明を。

(広田主査) 補足します。なぜ、この時期に先に諮問を行うのかと。

(三堀副会長) 諮問は、先じゃないよ。

(中村会長) むしろ副会長が言っているのは、遅いじゃないかと。

(三堀副会長) 遅いんだよ。計画は始まっているでしょう、実際に設計は始まるし、地元にも説明しているでしょう。これはやるという前提でやっているでしょう。でも計画は、ここで諮問するように、まだ認められてないというか、手続きが済んでいない状況ですよ。ですから、ちょっと遅いんじゃないですかということに関してのご説明をお願いしたい。

(広田主査) 現実な手続きとしまして、計画段階、煮詰めるという段階というこれからになっておりますので、それを先んじて都市計画決定を先に打つというのは、なかなか難しい状況にあったということで、今回その辺の担保が取れたと或いは、話し合いが。

(中村会長) 町の中ですると、こういう施設をこう造れるとある程度目途がたって、その次に都市計画的な確認をするということですよ。

(広田主査) 最後の担保を、取るための段階がここまで伸びてしまったと。

(中村会長) 一般に処理施設系は、その順番ですよ。地域にたくさん議論がありましたけども、ある程度議論されて住民に向けて、都市計画的に確認という手続きですよ。

(広田主査) はい。

(三堀副会長) 都市計画の確認を取ることですよ。

(中村会長) はい。

(三堀副会長)クリーンセンターの解体の前でも、今やってないしここをクリーンセンターとして、削除しますという話しの中で、竹下委員からも解体にする時にあたっては、こういう事が気になるんだけどという、もう終わった話ですよ、たぶんそういう話もでてくるんだと思うんですね。それが後になったのは、解体の方が先になったのは、問題はないんでしょうけども、何かやってて疑問を感じるんですけどもね。それは、どういう考え方ですか。

(米山主査)理由としては、先ほどと同じなんですけども、決定しているのが、位置、区域、名称、種類という中で、当然クリーンセンターを、例えば建物を除去したとしても、都市計画決定してごみ焼却施設として決定されたままなので、他の用途に使うことは当然できません。その枠組の中で、先ほど県と相談した中で同時に廃止とリサイクルセンターの決定を同時に行うという中で、工事の進捗状況と今回のリサイクルセンターの決定も生活環境影響調査の結果を見てから、公告縦覧等の結果を踏まえた中で、都市計画の手続きを進めていくというタイミングの問題もございまして、こういった時期になったということで、事前に施設を壊して、都市計画の問題があるかないかでは、全く問題はない。そのまま、リサイクルセンターを建設してしまったら問題になりますけども、解体したことは、問題にならない。

(中村会長)しょうがないところかなと。

(三堀副会長)資料1の中で、茅ヶ崎市の施設で焼却するのは知っているんですけども、中、長期的にこれを茅ヶ崎市にお願いするという形を取るということで、そういうふうに決定しているということ。茅ヶ崎の焼却場もあと10年も経たない内に、たぶん耐用年数というか、その後の話しになるかと思うんですが、全てを含んで寒川のごみ焼却は、茅ヶ崎にお願いすると。或いは湘南東ブロックの中でやると、寒川の中には設けないという話しになってますか。

(石塚専任主幹)焼却施設につきましては、現状の茅ヶ崎市さんにお願いしている。

(三堀副会長)現状は、そうですね。

(石塚専任主幹) これからも進んで参ります。

(三堀副会長) それで決定している訳ですか。

(石塚専任主幹) はい。

(中村会長) 湘南東ブロック、ごみ処理広域実施計画というのが決定されて、その中で明文化されているという話し。

(石塚専任主幹) はい。

(三堀副会長) 最後に、今後の流れの手続きが15ページにあるんですが、告示までいくんですけれども、議会との関係で説明というか議会の中では、どのような形になっていくのでしょうか。

(前原部長) 今の議会との関係でございますけども、案件としては都市計画上の件が一つと、リサイクルセンターを建設する部分の経過のご報告がございますので、これは議会の建設経済の常任委員会の協議会の中で、ご説明ご報告させていただこうと思います。議決案件では、ございませんので。

(三堀副会長) 何月。

(前原部長) 6月、今回のですね。

(中村会長) はい。他にご意見ございますか。道路の話しであるとか、ダイオキシンの話し、手続きの話しに関しましても、大変貴重な意見をたくさんいただきました。これは全部、議事録に残りますし、我々の質問も町の方のご答弁も残りますので、これらに関してはきちんと対応してくれることをお約束願いたいと最後に申し上げます。その上で、答申にいくわけですが、答申ということに関しては、答申そのものはあくまで、名前、種類等の項目です。従いまして、答申そのものとしては、決定計画に対し途中何人かの委員の方のご発言もありましたけども、都市計画としての決定に関しては適当と認めるという形でよろしいでしょうか。条件は、道路の事に関してとか、その他に関して、ご回答いただきましたので、部長の方からも、これはやっていただくという前提です

が、答申としては今回の変更は適当と認めるといことでまとめたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員) 異議なし。

(中村会長) ありがとうございます。これより答申書案を作成しますので、案ができあがるまでしばらくの間休憩を。

- (1) 茅ヶ崎都市計画ごみ焼却場の変更(案)
- (2) 茅ヶ崎都市計画ごみ処理場(一般廃棄物処理施設)の決定(案)

(中村会長) それでは再開いたします。先ほど適当と認めるでご同意いただきました文の案のところは、適当と認めますと書いてありますが、一応確認ですが、これでよろしいでしょうか。

(委員) 異議なし。

(中村会長) ありがとうございます。それでは、この答申書で答申してまいりたいと思います。

- (1) 茅ヶ崎都市計画ごみ焼却場の変更(答申)
- (2) 茅ヶ崎都市計画ごみ処理場(一般廃棄物処理施設)の決定(答申)

(藤澤副町長) 副町長の藤澤と申します。本来でございましたら、山上町長が来てご挨拶を申し上げるところでございますけども、あいにく県の町村会長の会議に出席しておりまして、今回は欠席させていただきました。今回は、この大変忙しいなか、都市計画審議会を開催していただきまして誠にありがとうございました。また只今会長より、審議していただきまして答申をいただきまして、重ねてお礼を申し上げます。既に、担当からご説明がございましたとおり、この仮称広域リサイクルセンターにつきましては、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町、この2市1町の中で、茅ヶ崎、寒川町で1ヶ所、藤沢市で1ヶ所ということで、広域の実施計画の中で決まっております。今回色々とみなさまに審議していただきました。今後、リサイクルセンターにつきましては、大切な都市施設でございますので、茅ヶ崎と一緒に力を合わせて建設を23年度完成を

目指して頑張っていきますので、今後とも委員のみなさまのご指導とご協力を賜りますよう宜しくお願いを申し上げまして、甚だ簡単でございますけど、ご挨拶とさせていただきます。本日は、誠にありがとうございました。

(中村会長) 本日の議題は、これですべて終了となります。それでは、事務局に進行を、お返しいたします。

(前原部長) 本日は、無事答申までいただきまして大変ありがとうございました。また、会長、副会長におかれましては、大変難しい問題を無事に裁いていただきまして、ありがとうございました。それでは、次第の4点目のその他でございます。私どもから2点ご報告がございます。1点目は、まちづくりについての町民アンケート結果について、それから今年度の都市計画審議会の開催予定についてでございます。よろしくお願ひします。

(米山主査) それでは、まちづくりについての町民アンケートの集計結果についてご報告させていただきます。

【参考資料6にて説明】

続きまして、都市計画審議会平成22年度開催予定表についてご説明させていただきます。

【参考資料7にて説明】

(前原部長) 今、事務局から2点ご説明させていただきました。何か、ご質問等ございましたらよろしくお願ひします。よろしいでしょうか。以上で本日予定しておりました内容については、全て終了いたしました。閉会にあたりまして、三堀副会長よりご挨拶をお願ひします。

(三堀副会長) みなさま、審議そして諮問までということで、大変暑い中ありがとうございました。まだクーラーの入っていない、こんな暑い所で長時間ご審議いただきありがとうございました。ごみ問題についても、今答申があったように、今後進んで参りますけども、どうぞ委員のみなさまにおかれましては、注視していただきまして町の方へご意見をいただけたら、町の方も大変喜ぶんじゃないかと思ひます。以上を持ち

ましてお礼の挨拶とさせていただきます。どうも、ありがとうございます。
ました。

〔この議事録は、文章形式に編集させていただいています。〕

資料

資料1 茅ヶ崎都市計画ごみ焼却場の変更（寒川町決定）

資料2 茅ヶ崎都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）の決定（茅ヶ崎市・寒川町決定）

資料3 説明資料（スライド）

資料4 都市計画説明会の概要について

資料5 都市計画法第17条に基づく案の縦覧結果について

資料6 まちづくりについての町民アンケートの集計結果報告書

資料7 寒川町都市計画審議会 平成22年度開催予定表

参考資料 寒川町クリーンセンターパンフレット

参考資料 生活環境影響調査書（概要版）

議事録承認委員及び
議事録確定年月日

出席委員全員により承認

（平成22年7月9日確定）